

## 多数相続の用地取得に関する留意点

常総国道事務所 用地第二課 辻 匠

### 1. はじめに

東関東自動車道水戸線新設工事は茨城県潮来市を起点として、茨城県鉾田市に至る延長 30.9 km の道路で、用地取得率は権利者ベースで 85% を超えているものの、残りの権利者からは事業計画反対や補償金額不満、残地取得要望等の主張があり協議が難航しているが、解決方法を多角的に検討し、業務を進めているところである。

今回は「多数相続人」の関わる案件の用地取得の際の留意点、特に旧民法下で相続権が無かった人物が現民法下において相続権が発生するケースがあることについて、事例を用いて解説をする。

### 2. 案件概要

本件の対象地は潮来地区に所在する共有地であり、本来であれば相続が発生した時点で、相続登記を申請するものであるが、この共有地は大正 13 年の所有権移転登記で 7 名の共有になった後、相続登記が行われていない状況であった。

そのため、権利調査を行ったところ相続人 48 名が権利を有する多数相続が生じる案件となり、48 名の相続人と同時契約を行うことは現実的では無いと考え、7 名の共有者を主たる相続人とした 7 つのグループに分けて契約をすることとした。

今回の事例は、その中の 1 グループである被相続人 S 氏の事例を取り上げる。

### 3. 旧民法と現民法における相続の違い

現代の相続制度は昭和 23 年 1 月 1 日に施行された民法に基づいており、ある人が死亡した場合、配偶者は常に相続人となり、その子供も性別関係無く相続人になることが出来る。また、第二、第三順位により親、兄弟も相続権を有する。

しかしながら、旧民法では、戸主という戸籍の中の代表者が亡くなった場合には、家督相続として直系卑属である長男が次の戸主となり、その際には、配偶者は相続人とはならない。

また、戸主が存命の内に「隠居」という形で、戸主を辞める事が出来るというものである。その際には、戸主が死亡せずとも家督相続が発生する。

戸主以外が死亡した場合には、遺産相続とされて直系卑属が相続人となる。

なお、旧民法が適用となるのは、その相続原因が発生した時期が、明治 31 年 7 月 16 日から昭和 22 年 5 月 2 日にある案件となる。

### 4. 事例内容

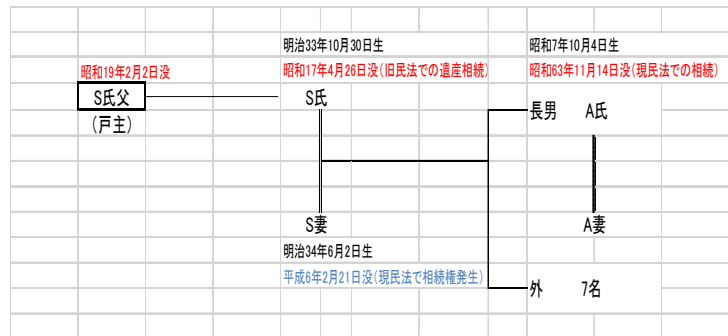
S 氏は、昭和 17 年 4 月 26 日に死亡しており、この死亡時期には旧民法が適用となる。しかし、戸主である S 氏の父が存命であったため、戸主以外が死亡した場合の相

続となり遺産相続となった。S氏の死亡時に、妻との間に存命の子供が8名おり、妻は配偶者であるものの、直系卑属たる子供がいるため旧民法下では相続権が無い。

その後、S氏の子供にあたるA氏が昭和63年11月14日に死亡した際には、A氏は結婚しており配偶者はいたが、子供はいなかった。

A氏の母であるS氏妻は存命であったため、現行民法下では配偶者の他に直系尊属であるS氏妻も相続人となる。(配偶者 2/3、直系尊属 1/3)

しかし、相続調査ではS氏が亡くなった際にS氏妻を相続人から外していたことから、A氏の相続人では無いと思い込み、A氏の兄弟姉妹を相続人として業務を進めてしまったといったものである。



## 5. 問題点

今回の事例の問題点としては、相続の持分計算の際に最終的な持分のみを考慮してしまい、相続が発生した時期等の間違いに気づきにくくなってしまった事が挙げられる。相続持分の計算を行う際に、相続発生の時期によって相続権が無かった人物に相続権が発生することに十分に留意する必要がある。

## 6. 解決策

先ほど紹介した事例を考慮して相続発生時の持分をそれぞれ計算していくことで、同様のミスは防げると考えられる。私は計算及び点検の方法として、

- ① 相続発生時点での持分を考慮して、その時々で計算をする。
- ② 必要に応じ、司法書士等に点検を依頼する。
- ③ 相続持分の見直しを繰り返し行う。
- ④ 点検を行った際に疑問点等がある場合には、再度点検を行い必要ならば管轄法務局に確認をすること。

以上の4点が重要だと考える。

## 7. まとめ

このような相続持分の計算等のミスが早い段階で見えれば良いが、私も含め業者に点検依頼をしており、その成果品を信用している部分がある。同様のミスを繰り返されないためにも、用地職員の一人一人が相続制度に対する知識を高め、相続問題への理解を深めることで、業務への姿勢や意識の向上に寄与するものと思料する。